

令和 2 年 7 月 1 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03262

研究課題名(和文)危機とリスクをめぐる国際法/国際政治の法思想史

研究課題名(英文)A History of Legal Thought on Crisis and Risks in International Law and Politics

研究代表者

中山 竜一 (NAKAYAMA, RYUCHI)

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：00257958

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：国際法と国際政治学は、戦争等の「危機」管理の試みとして発展してきた。だが今日では、気候変動、化学物質、パンデミックなど、グローバル化する「新たなリスク」への対応も求められる。本研究では、危機管理とリスク対応の構造変化を思想的アプローチにより解明しようとした。M・コスケニエミの国際法史研究を導きの糸に、国際政治学の創始者H・モーゲンソーの歴史的意義を再考、現代の国際法理論と対比して検討を進めたが、道半ばである。研究成果の一部として、東アジア法哲学シンポジウム招待講演「グローバルなリスク社会と法の支配」(2018)、日本法哲学会ワークショップ「グローバルな正義論における他者」(2019)がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今日では、国際法と国際政治は別個の学問分野として確立されているが、両者の思想的な連続性を捉えようとする研究は、一部の例外を除き必ずしも多くない。しかも本研究は「戦争」のような伝統的「危機」のみならず、環境変化、有害物質、パンデミックといった、グローバル化する「新たなリスク」も視野に収め、それらがもたらす「緊急事態」を統一的に把握するための、思想的な枠組を構築しようとする試みである。未だ研究の途上であるが、その点で、法哲学・法思想史に新たな視角を提供するとともに、新型コロナウイルス感染の世界的爆発を前に、まさにガバナンスの「危機」に直面している現代の社会にも一定の示唆を与え得るかもしれない。

研究成果の概要(英文)：International law and international politics have evolved as an attempt to manage "crises", typically, such as wars. However, today, they also have to deal with globalizing "new risks" such as climate change, toxic chemicals and pandemics. This study sought to elucidate the structural changes in crisis management and risk response through an ideo-historical approach. Using M. Koskeniemi's study of the history of international law as a guiding thread, the historical significance of Hans Morgenthau, the founder of international relations theory, was reconsidered, and then contrasted it with contemporary international legal theories, although there still remains many issues to be sought. Some findings of this research include a plenary lecture on "Global Risk Society and the Rule of Law" (2018) at the East Asian Conference on Philosophy of Law, and a presentation titled "Others in Theories of Global Justice: Kant and Rawls" (2019) at the Japan Association of Legal Philosophy.

研究分野：法哲学・法思想史

キーワード：リスク 緊急事態 国際法 国際政治

1. 研究開始当初の背景

(1) これまでに報告者は、まず民事責任を中心に、狂牛病汚染、予防接種禍、薬害 HIV 感染、ゴミ処理施設の有害物質といった、科学技術の進歩がもたらす新たなリスクに焦点を当て、「リスクと法」という法哲学的課題に取り組んできた。そして、ヨーロッパ環境法や保健衛生政策のなかから生まれた法原理「予防=事前警戒原則 precautionary principle」のうちに、予測不可能かつ不可逆的な「リスク」に対する法的対処を見出し、その思想的立場づけと運用上の問題点(費用便益分析、科学的進歩の観点、等々)他の法原理(例えば、比例原則)との関連について検討を重ねてきた。

(2) だが、研究を進めるうち、「予防原則は非合理的な不安に迎合するポピュリズムである」とか、「過剰な警察行動や予防戦争まで正当化する」といった主張に気づいた(例えば、憲法学者キャス・サンステインの所論)。この主張は、9.11以降の世界にあって、テロリストへの「予防」措置として市民の「自由」や「人権」が踏み躪られ、「予防」戦争の名の下、無辜の人々の生命が犠牲とされる事態への批判としては妥当である。問題は、こうした立論が、環境法や健康政策上の予防原則まで全否定してしまう点である。環境や健康にかかわる予測不能だが不可逆的な「新たなリスク」に対し、「法」は手をこまねいているだけでよいのか。すでに国際条約や憲法典の一部となった環境法や保健衛生上の「予防原則」と、刑事司法や外交政策上の「予防 prevention」的措置を原理的に峻別すべきではないか。こうした関心から、報告者は、刑事司法や国際関係上の「予防」観念の正当化理論として、功利主義または帰結主義的リアリズム(さらには法道具主義一般)と、これに対立する「自由」や「人権」の義務論的基礎づけの関係の再検討を試みようと考えた。

(3) ところが、研究を進める最中に、東日本大震災と福島原発事故が起こった。報告者は、両者の収束をめぐる経緯を観察するうち、リスク現実化「以前」の「予防原則」の重要性を再確認するとともに、リスク現実化「以後」の「危機管理」にかかわる「緊急事態」概念について、考察を深める必要があると考えようになった。世界各国の歴史を振り返っても、緊急事態法制のいわゆる「悪法」への転化は、頻繁に見られる現象であるように思われたからである。想定外の大規模災害や事故が今後も起こり得ること、また、その際には何らかの緊急事態法制が要請される可能性があること。この事実を直視すれば、平時においてこそ、一時の特例的措置がいわゆる「悪法」に転化しないための制度的=手続的条件の原理的考察を重ねる必要があると考えたのである。

(4) こうして報告者は、「緊急事態」については、カール・シュミットの古典的研究や、B・アッカーマンやD・ダイゼンハウスら9.11以降の英米憲法学、G・アガンベンらの例外状態の概念史、他方「悪法論」については、ハート=フラウ論争からR・ドゥオーキンの最近の議論を導きの糸に研究を進めたが、アプローチに内在する限界が次第に明らかとなってきた。報告者が「緊急事態と悪法」という主題にこだわったのは、福島原発事故以降の法的=行政的=政治的迷走が頭を離れなかったからだが、国内法中心の考察だけではその解明は望めないことがわかってきたからである。そこで、報告者はまず「統治エリート間では『礼』による自生的秩序形成、被統治者層に対しては『法』の道具主義的運用による秩序維持」といった礼法二分の東アジア的法文化にその原因を求めようと考えた。

(5) しかし、それだけでは必ずしも十分ではないということも痛感し始めた。なぜなら、原発事故以降のわが国における法と統治をめぐる混乱の背後には、国際政治の力学という、別の次元にある要因が存在するからである。そして、現実の国際政治の背後には、学問による合理的な平和構築を目指したかつての国際法学の挫折、そして第二次大戦後にそこから分出した国際関係論=国際政治学がある。つまり、カール・シュミットと袂を分かった、そのかつての弟子、ハンス・モーゲンソーを端緒とする国際関係論=国際政治学は、教え子である政治家たちを通じて国際政治の現実に実際的な影響を与えている。それゆえ、9.11から3.11を経た今日の危機=緊急事態と悪法論について考えるためには、その前提として、国際法と国際政治学の出自を、法哲学と法思想史の視座から徹底的に洗い出してみる必要があるように思われた。以上が、本研究を着想するに至った背景である。

2. 研究の目的

本研究の第一の前提、「新たなリスク」への法的対処については、海外のみならず国内でも、研究書(『岩波講座リスク学入門3』)が刊行され、日本法学会の統一テーマになるなど、着実に拡がっている。第二の前提となる9.11以降の国内法上の「危機=緊急事態」概念の批判的検討も、C.シュミットや英米憲法理論(前述のアッカーマンやダイゼンハウス)に触発され、新たな研究が進展している(例えば、愛敬浩二教授の諸研究や、報告者の「緊急事態と悪法論」研究など)。

ところが、国際法と国際政治にかんする法哲学=法思想史的研究は、(グローバルな正義論の隆盛とは裏腹に)わが国においては、必ずしも十分ではないように思われた。ただ、海外に目を向ければ、フィンランドのM・コスケニエミ教授による国際法思想史の見直しや、米国のデイヴィッド・ケネディ教授による批判的国際法理論など、注目に値する重要な研究がいくつか現れ始めている。

(しかし、現時点ではわが国にも、これらに近い角度から書かれた素晴らしい研究、西平等教授による『法と力 戦間期国際秩序思想の系譜』が存在することを明記しておかなければならない。)

国内外を問わず、これら三つの研究動向は互いに独立に進められており、これらを結びつける試みは存在しない。本研究では、すでに述べた理由から、第一の「新たなリスク」への法的対処の研究と第二の国内法上の「危機=非常事態」理論を統合的に理解することを可能とし、あるいは逆に両者を外側から制約するものとして国際法/国際政治を捉えた上で、その理論的な出自と基盤を法哲学=法思想史的に解明することを、研究の目的に定めた。それにより、グローバル化する「新たなリスク」と戦争等の伝統的「危機」への対処を統合的に把握するような、新たな理論的視座が開かれ、それと同時に、国内法上の「リスク」管理や「危機=緊急事態」管理の法をいわゆる「悪法」へと転化させる外的諸条件 すなわち、グローバルな政治経済的圧力の根源を究明する手掛かりが得られるのではないかと考えたからである。

3. 研究の方法

(1) 国際法と国際政治は、これまで報告者がほとんど取り組んでこなかった分野であり、国際法と国際法の成立にかかわる法思想史へとたどりつくためには、国際法学、憲法理論、政治思想史、国際政治学などの文献を渉猟し、それらに検討を加えるところから始める必要があった。また、緊急事態関連法や戦争関連法にかんする国内外の文献や資料収集とその精査についても、継続する必要があった。そして、もし可能であれば、国際法/国際政治学の基盤にある思考様式や哲学に接近するために、国内外の研究者や実務家への聞き取り調査も行いたいと考えた。そして、暫定的なものであっても、研究の中間的成果を国内外の学会・研究会等において報告し、そこで得られたフィードバックを基に理論的彫琢を行うことができればと考えた。

4. 研究成果

報告者はまず、M・コスケニエミの国際法思想史の再読とデイヴィッド・ケネディの批判的国際法理論に取り組むことから始め、それと平行して、現代におけるリアリズムの国際政治学(国際関係論)における出発点となったハンス・モーゲンソーの『国際政治』をいわば裏側から読み込み、そこから検討対象を拡大していこうと考えた。そこで得られた知見を、これまで行ってきた「新たなリスク」や「危機」のガバナンスにかんする研究や「緊急事態と悪法」の研究に結びつけることができるのではないかという目算があったからである。

だが、結論から言えば、研究とは直接関係のない種々の業務に追われ始め、その結果、断片的な作業の段階に止まっている。したがって、本研究は未だ途上という他ない状態にあり、正直なところ研究成果として出されたものも、これまでの自己の研究の積み残しと言わざるを得ない。ただ、最後にあげた、共同執筆による『法思想史』は、教科書という性格のものではあるとはいえ、歴史学の大きな潮流となりつつある「グローバル・ヒストリー」も意識しながら、国際法や国際政治の思想史にかかわる論点と、関連する時代についての社会的視座を可能な限り盛り込みつつ執筆・編集されており、その点では(少なくとも報告者が担当した部分にかんしては)本研究構想の副次的産物と呼ぶことが許されるかもしれない。

本報告書を執筆している現在、新型コロナ・ウィルス感染が世界各地で拡大し、その結果、わが国を含む多くの国々や国際機関において、ガバナンスの危機が生じている。この新たな現実、新たなリスク、危機、緊急事態、悪法、国際法/国際政治といった、本研究のキーワードとも直接関連する。それだけに一層、思うような研究成果を現時点では残せていないことを深く恥じ入るとともに、本格的に研究活動に復帰できた暁には、頓挫した場所から再びこの課題に正面から取り組む必要があると考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Ryuichi Nakayama	4. 巻 Beihefte 152
2. 論文標題 On Legal Instrumentalism After Fukushima: A Comment on Professor Tamanaha 's Lecture	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Archiv fuer Rechts- und Sozialphilosophie	6. 最初と最後の頁 57-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中山竜一	4. 巻 38
2. 論文標題 「リスク社会と法」の認識論史から 嶋津格論文・橋本努論文へのコメント	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法の理論	6. 最初と最後の頁 157-170
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Ryuichi Nakayama
2. 発表標題 Global Risk Society and the Rule of Law
3. 学会等名 11th East Asian Conference on Philosophy of Law（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中山竜一
2. 発表標題 グローバルな正義論における他者 カントとロールズ
3. 学会等名 日本法哲学会・学術大会（ワークショップ「法秩序における他者 カントの法・政治哲学から」）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 中山竜一・浅野有紀・松島裕一・近藤圭介	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 329
3. 書名 法思想史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----